

組織目標評価報告書(平成30年度)

3

部局名:

法学部

部局長名:

河原 祐馬

目 標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
①教育領域	
①-1 目標 1. 入試の実施状況 ①入学者選抜のあり方の検討:引き続き、大学入試改革方針を踏まえて、H32年度入試から変更される個別学力試験について、調査書の活用などによる主体性の評価を含めた「学力の3要素」を総合的に評価する入学者選抜のあり方を検討する。 ②入試募集人数の変更:グローバル・ディスカバリー・プログラム開始に伴う法学部の入試募集人数の変更を入試委員会を中心にして検討する。 2. 教育の実施体制 ①新しい教育カリキュラムの着実な実施と問題点の検証:3年目になる60分・クォーター制、ならびに3コース制について、引き続き実施上の問題点を検証するとともに、演習の選抜方法など4年次に必要な手続の詳細について決定する。 ②教員の教育方法の継続的な向上策:教育フォーラムやピアレビューなどを通じて、講義方法等についての情報や意見交換をはかるなど、教育方法の改善を継続的に検討してゆく。 3. 教育方法・内容 ①教育における法務研究科との連携:リーガルライティング演習を核に、法務研究科への接続教育の領域を中心として、部局の別を超えて相互に必要な授業を担当するなど、法務研究科との教育上の連携をはかりながら、学生の主体的学習を促す。 ②実践的教育の高度化:引き続き、弁護士会、司法書士会、公務員などの協力のもと実践的な授業を開講するとともに、ゼミやインターンシップ等を利用して裁判所や法務局、弁護士事務所などにおける実践的な研修を行う。 ③法友会を通じた学生の自主的な学習の支援:金沢大学などとも連携しつつ、学生サークル法友会を通じて学生の自主的な勉強会や法教育事業の実施などを通じて自主的学習を促進する。 ④教育における国際的な連携:一昨年度から開講している「海外特別演習」を引き続き開講し、学生のグローバルな関心を高め海外との交流を促進するとともに、その問題点を検証する。また、金光基金をもとに学生の国際的な派遣・受け入れについて支援する。 ⑤キャリア支援:引き続きインターンシップを実施し、また学部独自の企業説明会を開催するとともに、その問題点を検証し、必要があれば、より適切な実施方法について検討してゆく。 4. 教育の成果 ①学生の教育と進路の連関性についての調査を行い、就職率向上のための情報収集に努める。	①-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組 1. 入試の実施状況 ①入学者選抜のあり方の検討:引き続き、大学入試改革方針を踏まえて、H32年度入試から変更される個別学力試験について、調査書の活用などによる主体性の評価を含めた「学力の3要素」を総合的に評価する入学者選抜のあり方を検討した。具体的には、英語の外部検定試験に関して、一般選抜試験の出願資格とすること、調査書に関しては、調査書の「学習成績の状況(評定平均値)」を活用する等、現段階での暫定的な結論を出した。 ②入試募集人数の変更:グローバル・ディスカバリー・プログラム開始に伴う法学部の入試募集人数の変更を入試委員会を中心にして種々検討した。その結果、来年度については、グローバル・ディスカバリー・プログラムの全学一括募集の内訳を、前期日程の募集人員から4名、後期日程のそれから3名とすることとした。 2. 教育の実施体制 ①教務委員会を中心にして、60分・4学期制ならびに3コース制についての実施上の問題点を検証するとともに、演習について2次募集のあり方など選抜方法を検討した。 ②7月にピアレビューを実施した。また、9月と12月に教育フォーラムを実施し、教育方法について意見交換を行い、改善方法を検討した。 3. 教育方法・内容 ①「法解釈の基礎a-d」や「リーガルライティング演習Ⅰ-Ⅷ」などの科目を法学部の教員と法務研究科教員が協力して開講した。さらに、今年度からは、演習Ⅰおよび演習Ⅱをそれぞれ2つずつ法務研究科教員が担当し、法学部と法務研究科の教育面での連携を一層深めた。 ②弁護士会と連携して「法実務入門、法実務」を、司法書士会と連携して「不動産登記法a,b」を、地元自治体と連携して「公共政策論」を、地元企業と連携して「企業法務論」をそれぞれ開講し、実践的な授業を一層充実させた。 ③法友会は、金沢大学と9月にディベート大会、3月にプレゼンテーション発表会を開催した他、7月に岡山地方検察庁、1月に岡山地方法務局の見学学習を行った。また、今年度より法教育事業を拡大し、10月に一宮高校で、11月にジュニア・ロースクール岡山で、2月に清心中学校で、法教育を実施した。 ④引き続き「海外特別演習」を開講し、今年度は中国における演習を実施した。これにより、学生のグローバルな関心を高めた。また、金光基金を元に学生の国際派遣等を支援した。 ⑤引き続き学部独自の企業説明会を実施した。また、今年度は、学生委員会と演習担当教員が連携しながら説明会を開催した。さらに、引き続きインターンシップも実施した。 4. 教育の成果 ①今年度、初めて3コース制のコース選抜を行ったが、その結果は、「公共政策コース7割、企業法務コース2割、法律専門職コース1割」という割合であった。例年、法学部の卒業生の進路は、「公務員5割、民間企業4割、進学1割」なので、当初公務員志望でその後民間企業志望に変化する学生が一定程度いることが確認できた。
①-2 年度計画との関連 「II-2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置」 「I-1-(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置」 「I-1-(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置」 「I-1-(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置」 「I-1-(4)入学者選抜に関する目標を達成するための措置」 「I-3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置」 「I-4-(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置」にそれぞれ関連する。	①-2 大学全体への貢献 新カリキュラムについて着実に実施するとともに、問題点を検証し、調整に努めた。法務研究科と連携して接続教育を実施し、岡山大学法務研究科への進学を促した。特に今年度は、法務研究科教員が直接演習を指導し、同一大学内での囲い込みを強力に実施した。インターンシップや公共政策論、企業法務論などの実践的授業によって、社会との連携を一層推し進めた。「海外特別演習」等を通じて学生を海外に派遣し、グローバルな関心を高めた。
①-3 目標とする(重要視する)客観的指標 1. 入試の実施状況 高校など外部の組織との連携の状況、志願倍率 2. 教育の実施体制:教育フォーラムなどFDの実施状況 3. 教育方法・内容 法務研究科など他部局との連携、弁護士会等と連携した実践的授業の開講状況 海外の諸機関との学生の交流状況 4. 教育の成果 就職率(企業説明会等キャリア支援の状況) 公務員試験合格率	①-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況 1. 高校への講師派遣を15件、大学訪問15件、入試説明会を3件、高校生のための大学講座1件を実施した。また、8月10日にオープンキャンパスを実施した(来場者1,094人)。これ以外に、非公式に入試委員が福山、高松、姫路方面の計7校に学部紹介に赴いた。これらの努力により、昨年と同程度の志願倍率を維持することができた。 2. 教育の実施体制 7月にピアレビューを、9月と12月に教育フォーラムを実施した。 3. 教育方法・内容 法務研究科等との連携については、①参照。今年度の法務研究科への合格者は12名。弁護士会などと連携した実践的授業の開講状況は②を参照。 今年度、「海外特別演習」参加者は17名。また、長期で留学した者は14名、海外からの留学生受け入れは2名。 4. 教育の成果 キャリア支援の状況として、インターンシップの実施状況などは③⑤を参照。今年度のインターンシップ参加者は38名。企業説明会は、学生委員会と演習担当教員が連携して実施した。なお、就職率および公務員試験合格率は、3月現在では不明。
②研究領域	
②-1 目標 1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備:H30年度から本格的な活動を開始することになっている比較法政研究所(仮称)の基盤整備のために、法例集・判例集や基本図書の整備など研究の基本的な条件を整えるとともに、個人研究や共同研究を支援する為の研究費を配分する。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催:法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。 ③地域・社会との連携による研究活動:地元自治体や、弁護士会、中学・高校などとも協力して、多文化共生ならびに法教育・消費者教育に関する研究会を引き続き開催し、SDGsや地域の課題に継続的に取り組んでいく。 2. 研究資金の獲得状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有:研究フォーラムを開催し、構成員間で研究に関する情報を交換する。また、研究基盤フォーラムを開催し、科学研究費など外部資金の獲得の為の情報を交換するとともに、科研申請書類の添削などを実施して、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。さらに、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方や問題点についても、研究基盤フォーラムを開催して検討する。	②-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組 1. 研究の実施体制ならびに実施状況 ①研究条件の整備:H30年度4月に比較法政研究所を設置した。その基盤整備のために、法例集・判例集や基本図書の整備など研究の基本的な条件を基本図書整備費等を活用して整えた。また、共同研究への支援の一環として、法教育プロジェクト(ジュニア・ロースクール等)や、金沢大学との共同事業(法友会活動等)への支援を行った。 ②外部の法律専門家との研究会の定期的開催:法務研究科教員や、裁判官・弁護士など実務家とも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、刑事法研究会などの研究会を開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換した。 ③地域・社会との連携による研究活動:地元自治体や、弁護士会、中学・高校などとも協力して、多文化共生ならびに法教育・消費者教育に関する研究会を引き続き開催し、SDGsや地域の課題に取り組んだ。これらの活動については、全学が推進するSDGs取組事例への登録を行った。 2. 研究資金の獲得状況 ①構成員間の研究情報の交換・共有:10月(報告者:上神教授)と2月(報告者:村田准教授)に研究フォーラムを開催し、構成員間で研究に関する情報を交換した。また、4月と9月の2度、研究基盤フォーラムを開催した。第1回目のフォーラムでは、科学研究費など外部資金の獲得の為の情報を交換を行った。また、法教育や接続教育などの法学部共同研究プロジェクトのあり方や問題点についても検討した。第2回目のフォーラムでは、京都大学の玉田芳史教授を外部講師として招き、具体的な科研申請書類の書き方等のセミナーを開催した。
②-2 年度計画との関連 「II-2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置」 「I-2-(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置」 「I-2-(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置」 「I-3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置」 「I-4-(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置」にそれぞれ関連する。	②-2 大学全体への貢献 法学・政治学の研究基盤を整備し、教員の研究の進展、成果の発表を促した。裁判所、弁護士会などと共同して研究会を開催し、実務家の知見を深めるのに貢献した。教員の長期・短期の在外研究を促進し、研究の国際化を進めた。全学で推進しているSDGsの達成に向けた取組に学部として積極的に参加した。

<p>②-3 目標とする(重要視する)客観的指標</p> <p>1. 研究の実施体制ならびに実施状況</p> <p>①比較法政研究所の整備状況</p> <p>②研究会の実施状況</p> <p>③教員の海外における研究活動の実施状況</p> <p>④論文・判例研究・学会報告の状況</p> <p>2. 研究資金の獲得状況</p> <p>①科学研究費等外部資金への応募状況・獲得状況</p>	<p>②-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p> <p>比較法政研究所の整備状況については②-1(1.-①)を参照。研究会等の実施状況については、同1-②、③を参照。</p> <p>教員の海外における研究活動は長期滞在による在外研究が1件、短期の活動は21件であった。なお、次年度新規1名の長期滞在への準備を進めている。</p> <p>論文等の状況については、http://www.okayama-u.ac.jp/user/law/faculty/achievements/index.htmlを参照。</p> <p>科学研究費の申請状況は、継続も含めて退職予定教員3名を除く24名中23名が申請した。取得件数は、11件。</p>
--	---

③社会貢献(診療を含む)領域

<p>③-1 目標</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献</p> <p>①地域の自治体の委員等の派遣:地域の自治体や諸団体に必要な委員を派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。</p> <p>②多文化共生事業、法教育事業等を通じた地域との連携:本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、地元自治体の施策に協力する。また、県下の中学・高校、弁護士会と連携して、地域の法教育事業を推進するとともに、これまでの法教育活動を通して得られた知見をもとに昨年度に作成された消費者教育のための教材等を利用しつつ、消費者庁の推進する消費者教育事業に協力する。</p> <p>③生涯学習の支援:昨年度に引き続き公開講座を開催し地域の生涯学習の支援を行う。</p> <p>④国際的な研究交流:従来から展開してきた高雄大学との学術交流をさらに継続して行っていく。また、特に若手教員が、一定期間、海外に滞在して研究に専念する機会を提供する。</p>	<p>③-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献</p> <p>①岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、井原市といった地元の自治体や岡山県高齢者医療広域連合や国民健康保険運営協議会等の諸団体に委員を派遣した。</p> <p>②多文化共生政策研究会として、民間の財団に「岡山県における定住外国人と防災」を主たるテーマとした研究助成の申請を行うなどの活動を行った。また、中高生を対象としたジュニアアースクールの11月に開催し、法教育に関わる事業を行ったり、同12月には、岡山大学附属中学校の学生を対象とした大学訪問における学部紹介やミニ講義などの活動を通じて、高大連携取組事業を推進した。</p> <p>③7月に「企業法の史的展開」をテーマとした公開講座を実施した。</p> <p>④高雄大学との学術交流をさらに継続的に進めていくことを目的として、この3月に今後の交流に関わる協議を行うために、関係教員および職員を同大学に派遣した。また、税法の若手教員に対して米国に滞在して、研究に専念する機会を提供した。</p>
---	---

<p>③-2 年度計画との関連</p> <p>「I-3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置」の一環となる。</p>	<p>③-2 大学全体への貢献</p> <p>教員それぞれの専門を踏まえて、地元自治体や弁護士会、各種団体に多くの委員を派遣し、地方創生をはじめとする地域の諸問題に積極的に取り組んだ。特に、多文化共生および法教育に関わる分野では、岡山多文化共生政策研究会と岡山ジュニアスクールの活動を通じて、「平和で包括的な社会の推進」を中心とするSDGsの取組に貢献した。</p>
--	--

<p>③-3 目標とする(重要視する)客観的指標</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献</p> <p>①自治体の委員等派遣状況</p> <p>②自治体、弁護士会、高等学校などの外部機関との連携状況</p> <p>③公開講座の実施状況</p> <p>2. 国際貢献・交流</p> <p>①大学間協定・部局間協定</p> <p>②国際会議、国際交流実績数</p>	<p>③-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p> <p>1. 社会との連携、社会貢献</p> <p>①自治体の委員等派遣状況 外部委員の派遣は新規で「25」件。</p> <p>②多文化共生政策研究会の活動を通じて岡山県国際課をはじめとする地元自治体との連携を、また岡山ジュニアアースクールの活動を通じて岡山弁護士会との連携を、さらに、高校の大学訪問や高校生のための大学講座、高校への「出前講義」等の活動を通じて、主に、県下の高等学校との連携を進めた。</p> <p>③公開講座の実施については1-③を参照。</p> <p>2. 国際貢献・交流</p> <p>①執行部で3月に高雄大学法学院(台湾)を訪問し、今後の両部局間の学生交流の推進についての協議を行った。</p> <p>②4月に中正大学戦略国際事務研究所および社会科学院(台湾)の訪問団を受け入れ、今後の研究交流等についての協議を行った。</p>
---	---

④管理運営領域

<p>④-1 目標</p> <p>(1)規定改正とその検証:昨年度、採用・昇任に関する規定を改正したので、今年度は、新規定によって人事を進め、問題がないかどうかを検証する。また、教員活動評価の基準を昨年度より変更しているため、この点について問題がないかどうかを検証する。また講座の所属教員を本年度より大幅に変更するので、この点について問題がないか検証する。その他、学部運営に関する規定改正の必要性がないか検討し、必要があれば、その改正を行う。</p> <p>(2)昨年度、国際交流に関する金光基金に関する規定をさらに見直したので、今年度は、新規定を適用し、問題がないかどうかを検証する</p> <p>(3)定年退職者の補充につき、憲法、民法、行政法分野について、優秀な若手研究者の採用に向けて手続きを進める。ウーマン・テニユア・トラック制度を活用し、政治学の女性研究者の採用に向けて手続きを進める。</p> <p>(4)教授会などの機会を利用して、ハラスメント、法令遵守その他の研修を行い、構成員の意識の向上を図る。</p>	<p>④-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組</p> <p>(1)平成31年度の新教員の採用は、新規定による手続きに基づいて進められたが、前年度に引き続いて、特に大きな問題のないことが確認できた。また、昨年度から採用している新しい教員活動評価については、特に新基準において教育面での評価を厳しくする方向で変更を行っているが、教育面での評価を含めて、全教員が基準値を上回っており、大きな問題は生じていない。さらに、年齢等のバランスを踏まえて所属教員の大幅な変更を行った新しい枠組みによる講座改編についても、今年度において、特に支障となる問題は生じていない。</p> <p>(2)金光基金に基づく法学部の国際交流基金支給要項について、昨年度、海外研修において学生を引率する教員人数などの変更を行ったが、今年度、問題となる事案は生じていない。</p> <p>(3)定年退職者の補充人事については、民法および行政法については来年度4月から、憲法については、来年度10月からの採用が決定している。またウーマン・テニユア・トラック制度を活用した政治学の人事についても、来年度4月採用という形で手続きが完了している。</p> <p>(4)10月に全学のハラスメント講演会への出席を促し、定例教授会でハラスメント研修を行った。教授会等の機会を利用して、数字にわたり、情報セキュリティー-Learningの能力測定および自己点検についてのインターネットを通じた研修を受講するよう呼びかけ、また、綱紀の厳正な保持などコンプライアンスに対する意識向上に向けての指導や防犯・出火対策およびキャンパス内禁煙等についての注意喚起を行った。</p>
---	--

<p>④-2 年度計画との関連</p> <p>「II-1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置」</p> <p>「I-4-(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置」</p> <p>「V-3 法令順守等に関する目標を達成するための措置」にそれぞれ関連する。</p>	<p>④-2 大学全体への貢献</p> <p>本学全体の計画に即して、教員配置方針や法務研究科との連携についての協議を行い、教育・研究組織としての法学部のあり方について、継続的かつ発展的な議論を進めている。ハラスメント研修やコンプライアンスに対する意識向上に向けた注意喚起を行い、定期的に学部執行部会や総務委員会等において組織運営上の問題について協議しており、今年度の管理運営面での状況は概ね順調である。</p>
--	---

<p>④-3 目標とする(重要視する)客観的指標</p> <p>人事その他に関する新規定の適用状況</p> <p>研修などの実施状況</p>	<p>④-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p> <p>人事に関する新規定の適用については来年度採用予定の4件(内、2件は4月採用、1件は10月採用)について手続きを行い、また来年度4月採用の政治学教員の人事1件については学部の新規定を参考にしつつ、ウーマン・テニユア・トラックの手続きに即して採用人事を進めた。研修等については(4)を参照。</p>
---	---

【総括記述欄】

教育領域においては、60分・4学期制ならびに3コース制についての実施上の問題点を検証するとともに、演習について2次募集のあり方など選抜方法の検討などを行ったが、教育の実施体制については、全体として、特に大きな問題は生じていない。研究領域においては、本年度4月に学部内に設置した比較法政研究所の枠組みを踏まえて、法教育プロジェクトをはじめとする共同研究やSDGsや地域の課題をめぐる問題に取り組んだ。社会貢献領域においては、継続的に自治体等への外部委員会への委員の派遣を行い、国際交流の面でも、高雄大学法学院との関係強化を目的として、教職員の派遣を行った。最後に、管理運営領域において、特に、退職教員のポスト補充とウーマン・テニユア・トラックによる女性教員の採用など、人事面での取組を通じて、今後の学部全体の中長期的なガバナンスの強化を順調に進めた。